

官報

昭和二十二年十一月十二日

○第一回衆議院會議錄第五十七号

昭和二十二年十一月十一日(火曜日)

午後二時十六分開議

議事日程 第五十六号

昭和二十二年十一月十一日(火曜日)

午後一時開議

第一 海難審判法案(内閣提出、参議院回付)

第二 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案(内閣提出)

第三 財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 自由討議

一、自由討議の問題は、これを定めない。

二、討議者の数及び討議時間

1、各党派の割当時間

社会党、民主党、自由党各四十分、国民協同党二十分、第一議員俱樂部、農民党及び共産党を通じて二十分。

2、各党派は、右割当時間の範囲内において、討議者の数を決定すること。

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

管轄号外

昭和二十二年十一月十一日

衆議院會議錄第五十七号

議長の報告

内閣から申出たかゝる農業災害補償法案中修正の件

海難審判法案(参議院回付)

七三三

去る十一月八日以後委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)企業再建整備法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)企業再建整備法の一部を改正する法律案

以上二件 十一月八日

財政及び金融委員会に付託

(内閣提出)農地調整法の一部を改正する法律案

(内閣提出)国有林野法の一部を改正する法律案

以下二件 十一月八日

農林委員会に付託

昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)

以上二件 十一月八日

予算委員会に付託

(内閣提出)警察法案

十一月十日

治安及び地方制度委員会に付託

(大瀧亀代司君外二名提出)緊急食糧需給に関する特別措置法案

十一月十日 農林委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律

一、去る八日大の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

家事審判法

一、昨十日國會において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第六号)

一、昨十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

厚生委員 竹田 儀一君

一、昨十日議長において、常任委員の辭任に伴い、次の通り補欠指名した。

厚生委員 最上 英子君

一、去る七日外務委員田中齊君は退職された。

一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

国有林野法の一部を改正する法律案

昭和二十二年一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第三号)

農業災害補償法案中修正

一、昨十日内閣から提出した議案は次の通りである。

警察法案

一、去る七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方鉄道法の一部を改正する法律案

一、昨十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

緊急食糧需給に関する特別措置法案(大瀧亀代司君外二名提出)

一、去る八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

海難審判法案

一、去る七日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業協同組合法案

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案

一、去る八日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家事審判法案

一、昨十日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第六号)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。すでに御配付いたしてあります通り、去る八日内閣から、農業災害補償法案中修正したいとの申出がありました。これを承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて修正を承諾するに決しました。

第一 海難審判法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、海難審判法案の参議院回付案を議題といたします。

海難審判法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第九十三條によりここに回付する。

昭和二十二年十一月八日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

附則

(小字は參議院修正)

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。

この法律は、この法律施行前に發生した海難については、これを適用しない。

海員懲戒法は、これを廃止する。水先法の一部を次のように改正する。

第十九條乃至第二十一條 削除

この法律施行前に發生した事實に基く審判については、旧法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは「海難審判所」と読み替へるものとす

る。

高等海員審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審判所においてした事件に関する手続

地方海員裁判所に對し、地方海員裁判所の所在地を管轄する地方海員裁判所においてした事件に關する手続とみなす。

○議長(松岡駒吉君) 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

第二 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案(内閣提出)

第三 財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案、日程第三、財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案、右兩案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長(松岡駒吉君)の報告を求めます。商業委員長喜多橋治郎君。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案

第一條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(以下私的独占禁止法という。)の規定は、事業者が、法律(昭和二十年勅令第五百

四十号を含む。以下同じ。)の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基づく命令によつて行つた行為には、これを適用しない。但し、第二号乃至第五号に掲げる法律の規定又はその法律の規定に基づく命令によつて行つた行為については、昭和二十二年十月三十一日までのものに限り、適用する。

一 地方鉄道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

三 自動車交通事業法第十條第一項第三号(同法第十六條第一項において準用する場合を含む。)

三 小運送法第四條(同法第十三條において準用する場合を含む。)

四 陸上交通事業調整法第二條第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同條第二項

五 保險業法第十一條

六 食糧管理法

七 臨時物資需給調整法

八 昭和二十年勅令第五百四十二号

第二條 この法律施行の際現に効力を有する法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定で私的独占禁止法の規定に反するものは、その効力を有しない。但し、前條第一号及び第六号乃至第八号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二号乃至第五号に掲げる法

律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により第六十三号の末尾に掲載)

財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案

第一條 財團法人理化学研究所は、産業の再建及び科学技術の振興に資するため、商工大臣の認可を受け、株式会社が発起人となり、現物出資をすることが出来る。

第二條 商工大臣が前條の認可をする場合においては、同條の現物出資の目的たる財産の種類、数量及び價格を指定して、これを行ふものとする。

前條の現物出資については、民法第四百二十四條の規定による取消及び破産法の規定による否認は、これを行ふことができない。

第三條 財團法人理化学研究所の債務のうち会社整理應急措置法第一條第一項に規定する指定時後の原因に基いて生じた債務は、第一條の規定による株式会社の成立の時、当該株式会社が、これを承継する。

第四條 財團法人理化学研究所は、

第一條の規定による株式会社の成立の時、解散する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の規定は、第一條に規定する株式会社が昭和二十三年三月三十一日までに成立しない場合には、これを適用しない。

財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書(都合により第六十三号の末尾に掲載)

○喜多橋治郎君 たいだいま議題となりました。昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案並びに財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案につきまして、商業委員會の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案について、その要旨を簡単に御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四号は、第九十二回議會の協賛を得て成立し、今次國會で公正取引委員會の委員に關する規定に、二の改正を加えられた法律であることは、皆様の御承知の通りであります。本法律は、事業者の公正にして自由な競争を確保することを中心とし、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的かつ健全な発達をはかることを究極の目的とい

たしまして、そのために障害となる諸般の不当な協定等を排除し、また私的企業集中の発生を防止する等の措置を講ずることにあるのであります。わが國經濟民主化の基本法とも稱すべきものであり、また今後の經濟秩序の根本方針でもあります。

原則として、一切の事業部門にわた

り、一切の事業活動に適用されるべきであります。この原則には、若干の例外が規定されているのであります。

第一には、公共團體の営む私占的事業、第二には、私營事業であつても、鐵道、電氣、ガス等の事業及び特許權、著作權等、第三には、農家あるいは小規模の事業者、消費者につきましては、その相互扶助を目的とする協同組合による團體を認める等原則として適用を除外することを規定しているものであります。今同法律第二十二條の規定に基き、新たに三項目に對しまして適用を除外しようとするものであります。

すなわちその一は、現下の危機を乗り切るに必要な統制のための行為は別に取扱われなければならないこととあります。もつとも、現在行われている統制は、私的の團體、会社による配給統制、價格統制等は、直にやむを得ないもののほかは、これを行はせないこととす等、極力私的独占禁止法の趣旨に副う方式によつて運用されておりますが、主として技術的な理由により、例外的に私的團體に臨時の配給統制の権限を認める場合、すなわち食糧管理法及び臨時物資需給調整法を、また價格統制については昭和二十年勅令第五百四十二号物價統制令を、適用より除外しようとするのであります。

第二は、

第三は、

第四は、

第五は、

第六は、

第七は、

その第二は、地方鉄道法、自動車交通事業法、小運送業法、陸上交通事業調整法及び保険業法のごとく、特定の事業について特別の法律がある場合に、その事業の性質上、私的独占禁止法の規定を適用することなく、その事業法を適用する方がよい場合であります。

第三は、私的独占禁止法と同法以外の経済民主化法令との関係を調整することを要する場合であります。

以上述べました三項目につきましまして、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用より除外しようとするのが、本法案の要旨であります。

次に、委員会における審査の大要について申し上げたいと存じます。本法案は、十月二日本委員会に附託せられ、同月八日和田國務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。委員、委員を聞くこと五回、その間各委員と政府委員との間に慎重、熱心なる質疑応答が交されたのであります。詳細は速記録をごらん願うことにいたしまして、二、三その主要なるものを申し上げます。一、三その主要なるものを申し上げます。一、三その主要なるものを申し上げます。

既述の法律に對してこれ以上適用除外されるや否やの質問に對しては、既存の法律に對してこれ以上適用除外を擴大する考へはないが、今後提案せられる法律については未だ言明する時期に至つていない旨の答弁があり、また私的独占禁止法と経済力集中排除法案との関連及び両者の競合関係いかんとの質問に對しては、同一対象に對して両法律がいわゆる競合関係に立つ場合は、一つの法律の適用により他の法律

の規定が排除せられることもあるかと懸念されるが、かかる場合には、事前事後において持株会社整理委員会と公正取引委員会との両者間において十分協議を遂行決定するとの答弁がありました。

かくて質疑を終了いたしました。本案そのものは簡單でもあり、大体において妥協と認められたので、討論は省略いたしました。十一月五日に於て採決にまいりました。採決の結果、全員一致をもちまして原案通り可決いたしました次第でございます。

次に、財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案について、其の要旨を簡単に御説明申し上げます。御承知のごとく財団法人理化学研究所は、大正六年に設立せられましてから、爾來理化学の研究並びにその発達に對して多大の貢献をなしてまいつたのであります。戦時補償特別措置法の施行による戦争保険の打ち切り、その所有いたしました有價証券の競争による値下り等の事由に基きまして、経理上の損失が少くない現状で、この損失の適正な処理と事業の再建とをいかにすることは、文化國家日本の科学振興のためぜひとも必要であると考えられてあります。

本案の要旨は、財団法人理化学研究所の事業を承継いたします株式会社を新たに設立し、事業内容の継続に必要なる資産及び負債をこれに移し、財団法人理化学研究所はこれを解散せしめる等の措置を講ずることにあるのであります。

本案は、九月十五日予備審査のため本委員会に付託せられ、ついで十月十日六日参議院より送附され、本委員会に正式に付託された次第であります。委員会におきましては、九月二十三日水谷商工大臣より提案理由の説明を聴取し、爾來委員会を開きますこと八回、委員諸賢と政府との間に熱心な質疑應答が続けられたのであります。

その概要を申し上げますれば、理化学研究所は學問研究機關であり、営利を第一義とする会社組織にすることは、研究を直接利潤と結合することになり、基礎的研究を輕視する結果になりはしないかとの質疑に對しては、理化学研究所は大正六年以來三十二年間基礎的研究を続けてきたが、終戦以來その経理面においては、從來の形態たる公益法人としての存続は不可能となり、やむなく会社組織に改組せんとするもので、改組せられても営利のみを目的とするものでなく、研究部門はもつぱら独自の研究に専念し、事業部門はその成果を利用するものであつて、決して基礎的研究を輕視するものではない旨の答弁があり、また公益法人の存続が不可能とするならば、これを國營にする意思なきやとの質問に對しては、理化学研究所はその研究対象が、自由、廣汎かつ複雑であつて、法規によつて制限せられるがごとき單純な國立という形態によつてはその機能を十分に發揮することは困難であるとの答弁でありました。

次に、株式会社改組された場合、経済力集中排除法案の適用対象とはならないかとの質問に對しては、改組の場合は新勘定のみをもつて企業を開始するので、持株会社はもちろんな制限会社にも取扱われぬと思はれる旨の答弁がありました。

なお委員会におきましては、審議の慎重を期するため、十月十八日特に理化学研究所長仁科芳雄博士及び主任所員尾形輝太郎博士の出席を求め、委員諸君と隔意なき意見の交換を行つたのであります。阿博士はこもも、財団法人理化学研究所が株式会社改組されまして、われわれはあくまで學究として眞理の探究に専念し、その使命を忘却することなく、科学と産業との直結をはかり、日本再建に貢献し得るものと考え、当初においては、その経理及び運営等については政府及び國民の多大なる御理解と御支援をお願いしたい旨の意見でございまして、かくて質疑を終了いたしました。十一月五日討論には、社会党を代表して山口シヅエ君より、本案はわが國の困難なる財政現状においては事情やむを得ないものと思ひ、企業経営の運用に際し、理化学研究所本来の使命たる自然科学の研究、眞理の探究を後退することなく、科学の振興をはかり、日本再建に貢献せしめるため、各派共同の附帯決議を附して賛成する旨を述べられました。次いで、民主党の松井豊吉君、自由党の片岡伊三郎君、第一議員俱樂部の中村元治郎君が、それ〴〵党を代表し、附帯決議を附して賛成せられました。ここに附帯決議を朗読いたします。

財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案
附帯決議
本案はわが國現下の困難なる財政状態にあつては、眞にやむを得ない措置に関するものと思はれるのであります。

〇議長（松岡駒吉君） 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は可決であります。阿案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
〇議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて阿案は委員長報告の通り

であるが、これがため本研究所に課せられた本来の使命たる自然科学の研究、眞理の探究を、企業経営に際して後退するがごときは断じて許されないのである。

從つて右使命の完全なる達成のためには、その運営人事、財政及び経理等の細部に關しても、周到なる考慮を拂うことが必要である。よつて次の諸点に關し適切な処置を講ずることを強く要望する。

一、本所の事業は、科学の研究をもつてその使命となし、研究部門の活動及びその成果を本所の根本目的とすべきである。

二、研究部門の自主独立性を認め、その組織、人事及び運営については、研究部門の責任を担當する幹部にこれを一任し、その他の会社役員は濫りに干渉すべきでない。

三、事業収益でもつて重要な國家的利益のため、必要な科学の研究費を賄ひ得ない場合には、政府はその研究補助金の支出は勿論、資材、金融及びその他の便宜をいはかるべきである。

かくて討論を終結いたしました。採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。なお、附帯決議もまた全会一致で議決いたしました。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。（拍手）

り可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 北浦圭太郎君より議事進行に關する發言を求められております。この際これを許します。北浦圭太郎君。

(北浦圭太郎君登壇)

○北浦圭太郎君 諸君、われわれは平野農相罷免問題は違憲行為であつたと確信いたしますがゆゑに、片山臨時農相の議会における所管事項に關する國家行為はすべて無効なりと疑わざるを得ないのであります。この疑義を質するといふことは議事進行上の先決問題でありまして、ここに議事進行に關する質疑として、左の六点につき特に片山首相の良心的御答弁を煩わしいと思ひます。(拍手)本月五日の朝日新聞、毎日新聞、読賣新聞等の新聞記事によりますと、片山首相は、四日の午後十一時半、内閣官房長官室において内閣記者團と會見したされ、罷免問題の理由、後任農相問題、党内收拾問題等につき一問一答をいたされまして、この際記者諸君の質問として、このやういふ質問を寄せられております。罷免を發動するに至つた事情並びに罷免の運用に關する見解いかん、運用であります。このやういふ問に對しまして片山首相は、罷免を發動せずに済ませたかつたので、平野農相に對し善処方を要望し、辭表提出を求めた、その理由私の談話にみる通りである、しかし、どうしても農相が承知しなかつたので、罷免強行となつたのである。この罷免は、新憲法に新しく規定された首相独自の権限である、これは独自の権限であると言つておられる。うわさされてゐるやうに閣議に諮るか

党議にかけるとかは要しない、もつぱら首相の権限に屬すること、何ら違法ではない、かゝうに答えておられるのであります。記者諸君は運用に關する見解をお聞になつた。片山さんはその運用に關する答へとして、もつぱら首相の権限に屬する、かゝうに述べられてゐる。これは片山首相の憲法解釈の信念である。

なぜ私は信念であるかと申しますと、昨日の司法委員會の質問あるまでは、片山首相は、平野農相罷免は首相たる自分に新憲法が與えた獨立の権限であるから、閣議も要らない、黨議に諮ることも要らないといふことを言つておられますが、この点は私もその通りと思ひます。然るに、社會黨の中央執行委員會でも同様のことを述べておられます、現に過日のこの本會議におきまして、片山さんはこの壇上から、平野農相を罷免したのはこの私であり、す、平野農相の追放問題あるいは告訴問題とは何の關係もありません、私の責任において平野農相を罷免したのであるといふことを、りつぱにここに申された。そのいふと、片山さんは昨日の司法委員會までは、確かにさうに思つておられた。現に司法委員會におきまして、最初のほどは、閣議はいらぬのだ、閣議は開かない、かういふ答弁であつた。これは今日まで、片山首相がいかになる場合も、何人に對しても、閣議を開く必要はないといふことを發表されてゐたことは、天下公知の事実であります。(拍手)

六十八條第二項を讀んでみますると、ただその一條だけを讀んでみますると、いかにも片山首相主張の通りである。もつぱら首相の権限に屬し、閣議も要らない、首相のみに與えられた権限のやうに考えられる。すなわち「内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することが出来る」といつぱに書いてある。しかしながら、法律は御承知の通り法網でありまして、網であります。網の一目を見て、しかして万事を律するといふことは危険である。(拍手)

國會は國權の最高機關であるとは書いてございます。しかしながら諸君、片山さんの決意いかんによりましては、天皇に助言と承認とを與えて、この衆議院を解散いたしました。國會の機能を一時的停止することが出来る。また國會は國の唯一の立法機關とは書いてあります。明確にその通り憲法には書いてあります。しかしながらその立法も、最高裁判所の審判によつて無効を宣言せられる。ゆゑに必ずしも國會は國權の最高機關であると思つてありまして、その通りには相ならない。これと同じやうに、内閣総理大臣は任意に國務大臣を罷免できると特定されてあつても、内閣といふ合議体の決議によりまして、天皇に對し、御承認を頂戴するのでなければ、片山首相はむやみに國務大臣を罷免するといふことは斷じてできないのである。(拍手)

また片山首相は、昨日の司法委員會におきまして、鈴木司法大臣が四日の午前九時参内して、承認を受けに行つておられる、何と言われた。あれは代理でもよいのだ。使ひでもよいのだ。これは速記で明らかであります。はたしてしかりといたしますと、鈴木司法大臣が首相の代理として、または使ひとして天皇に平野農相罷免のアドヴァイス、アプルーヴァルを求めるといふことは、明らかに憲法違反であり、越權のさたであります。もとより、その認証は憲法上の効力をもちない。なぜならば、憲法第三條によりまして、第七條によりまして、天皇の権限行使に際しまして助言をなし承認をなすの権限あるものは、片山首相でなくして内閣といふ合議体であります。(拍手)もちろん、片山さんの專權でもなければ独自の権能でもない。内閣が國會に對する連帶責任、これを負うべきところの重大事項でありますから、鈴木さんが片山さんのお使ひでさうなことをせられることは、大なる越權行為であります。片山さんは明治憲法と間違えていないか。

明治憲法には、いかにも、各國務大臣は天皇を輔弼しその責に任ずと規定されてありますから、片山さんのおつしやるやうに、独自の責任によつて、独自の権能で、独自の考へで鈴木さんを宮中に参内せしめることが出来る。しかし、新憲法のどこに、ただの一箇條でも、内閣総理大臣の責任を規定しておる條文があるか。

片山首相は、遂に昨日の委員會において、実は閣議を開いた、かうおつしやる。平野農相に對する罷免中渡しについては閣議は開かなかつたが、その認証を得るためには閣議を開いたのだと、かう言う。今で閣議を必要としないと申したのは、罷免中渡しについてはことであつて、御認証を得るためには閣議を開かなければならないと、かゝうに法制局長官とわれわれの目の前で相談されて、御答弁に相なつた。その姿は片山さんであるけれども、その声は確かに法制局長官の声であつた。(拍手)

そこでわれわれは、いかに閣議を開いたかと申しますと、持回り閣議だ、かう言う。今朝の讀賣新聞を見てみますと、首相の代弁者は、閣議の形式は別に定められていないから、持回り閣議であるが電話閣議であらうが、それはよいのだ、こゝ主張しておる。かゝのごとき弁解で、はたして國民を満足せしむることが出来るか。われわれは、さういふ子供だましの弁解に耳をかす必要はない。

考へてごらんない。当日内閣記者團と片山首相とが一問一答されたのは、新聞紙によりまして、五日の午前零時過ぎである。當時御立會なされた新聞記者諸君は御承知であらうが、午前零時過ぎである。そして鈴木法相参内のラジオ放送は、同日の午前七時である。さういたしますと、夜の一時から六時までの間に、その深夜に持回り閣議を開いたり、あるいは電話閣議を開いたのか。かりにこれを開いたといひますと、これを秘密にする理由はどこにあるか。センスの鋭い新聞記者が、これを自述するといふわけがない。必ず新聞紙によつて報道されたに違ひないのである。現に片山さんは、國務大臣の罷免は内閣総理大臣独自の権限でやれるし、閣議や黨議に付する必要はないといふ信念をもつておられましたから、深夜持回りの閣議を開いたとか、夜の夜中に閣僚の官邸あるいは私宅にじやんじやん電話をかけたとか

か、さういふ弁解をなさざるを得ないのであります。天下何人かこれを信ずる者があるか。

そこで、片山さんに区別して伺いたい。第一点といたしまして、國務大臣の罷免は首相の権限と天皇の権限と内閣の権限と、そして國會に對する責任のもとにこれをやらなければならぬのだというのを、首相はここで認めなければならないか、これが一つ。第二点、持回り閣議または電話閣議について伺いたす。首相も、その代弁者たる法制局長官も、もつとまじめに答弁いたさなければならぬ。國務大臣の罷免という重大問題を、持回り閣議とか電話閣議とか、何たるふまじい弁解であるか。今日民主主義國家におきましては、一會社員、一官僚を罷免する場合におきましても、電話や使

い走りでは決定されない。いんや、一國の重きに任ずる國務大臣を罷免する。片山さんは一体自己の關係を何と心得ておられるのか。(拍手)

殊に不都合なのは、平野農相に對して一言弁明を許すの機会を與えなかつたことである。(拍手)持回り閣議や電話閣議で、平野農相は自己の述べんと欲するところをどこで述べることでできるか。今日殺人、強盜の重罪犯人でも、最後の弁明の余地を與える。これが民主主義國家の法律制度である。平野農相にどんな悪いことがありましたにせよ、正式の閣議を開いて各閣僚の前で十分弁解の余地を與えるというところでなければならぬ。(ヒヤ／＼)

しかるに、不眞面目きまる持回り閣議あるいは電話閣議において國務大臣を罷免するがごときことは、まるで斬

捨御免の將軍政治であるといわなければならぬ。(拍手)片山首相は、何ゆゑその弁明の機会を與えなかつたか、その理由を明白に承りたい。

第三点、夜の一時頃から朝の六時頃までの深夜に各閣僚をたたき起してサインをとる。一体それはだれが行つたか。

○議長(松岡駒吉君) 時間がまいりました。

○北浦幸太郎君 もう少し……。平野農相、林國務相のところにサインをとるために行かなかつた。なぜか。なぜ、林國務相のところにサインをとりに行かなかつたか。この点を明白にしたい。

以上、私はまだ一言いたしたいことはあるが、また將來他日を期して登壇することにいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ただいまの北浦君の御発言はお聴きの通りであります。が、この際、内閣總理大臣より御答弁があります。總理大臣片山哲君。

(國務大臣片山哲君登壇)

○國務大臣(片山哲君) 北浦君のただいまの議事進行に伴う発言に對しまして、お答えいたしたいと思ひます。第一は、罷免の問題であります。私は新憲法の條章によりまして、内閣總理大臣は任意に國務大臣を罷免することとができると考えております。これは別に閣議に諮る必要はないと存じます。但し、國務大臣罷免の認証を仰ぐに

合等、事情に應じ種々の方法があるわけでありまして。今回の措置が適法に行われましては申すまでもないところでありまして、その手續が詳細に申し上げますと、あらかじめ閣議において平野君の辭職を求めると及びその後の処置をいたしまして、万やむを得ない場合におきましては、罷免、閣下

する一切の手續を總理大臣に一任することとなつておつたのであります。なおこれについては、書類をつくる必要上持回り閣議としての形式をとつた次第であります。以上をもつてお答えいたします。(拍手)

第四 自由討議

○議長(松岡駒吉君) 自由討議の會議を開きます。

坪川信三君、発言者の指名を願ひます。

○坪川信三君 民主党は、在外同胞引揚に關する件を議題といたします。その発言者として天野久君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 天野久君、發言を許します。

(天野久君登壇)

○天野久君 在外殘留同胞の引揚問題に關しましては、御承知の通り去る八月の十五日、本議場におきまして、その促進につき全会一致をもつて決議せられたのであります。その後引揚の特

別委員會その他において、それ／＼關係方面に對する陳情、懇請等の活動もなお引續いて行われておりますことも御承知の通りであります。しかしこの間、南方方面、ソ連地域、中國等各方面からの引揚は次々に進捗いたし、殊に決議の當時私どもが憂慮いたして

おりましたる南方の作業隊も、その集團輸送が近く完了する見込みと承つておるのであります。この成果は、もちろん關係諸國、殊に總司令部の引揚問題に關する誠意と努力によるものでありまして、感謝にたえぬところであります。

しかるに、たま／＼去る十月二十九日、第四十四回對日理事會においてこの在外殘留者の引揚問題が議題とせられたのであります。一般の報道以外に、内容についてはもとよりこれを詳細に承知いたすことはできないながらも、本問題に對する關係國の熱意に對し、さらに感激を新たにするものであります。この点、留守家族はもちろ

一般國民、殊に今なお殘留を余儀なくせられておる人々も、まことに御同感のことと確信いたす次第であります。かように在外殘留者引揚促進問題に對日理事會において緊急の議題として取上げ議論の行われましたこの際、わが政府といたされても、この在外者引揚対策とその見直し、引揚者の内地受入及び定着後の對策等につき、あらかじめこれを國民の前に明らかにせらるることが必要ではないかと存するのであります。

この在外殘留者の引揚問題を、終戦の當時まで遡つてそのあとを振り返つてみますと、大略的に申しまして順調なる経過をたどつてまいりましたことは、申すまでもないところであります。終戦直後におきましては、在外者の引揚の見直しには、まことに暗澹たるものがあつたのであります。當時、引揚完了にはおそらく四年ないし五年を必要とするであらうという観測が關係當局においても行われたかに承

知いたしております。しかるに、その時から二年三ヶ月を経た今日では、五百七十余万人の人の還送を終り、残るところ約八十萬となつたのであります。これはポツダム宣言中の、武装を解除せられた日本軍人還送に關する條項が厳に守られたばかりではなく、その上に、ポツダム宣言に規定せられておらない一般邦人の引揚けについても大體同様の取扱ひを受けたことを物語つておると申さなければならぬのであります。

しかしながら、かように引揚けが順調に行われたにもかかわらず、ある方面に關してはな／＼に進捗いたさないといふことに相なりますと、今日なお殘留者を得つて四百万の留守家族は、殘留者を思ひの情が堪えがたきまでに至り、その上生計逼迫の問題もこれに伴ひ、その焦燥落胆はますます顯著となり、熾烈促進の哀願はいよいよ痛切極まりないものと相なつておるのが今日の實情であります。(拍手)

たとえて申せば、ソ連地域からは一ヶ月五萬人の割合で引揚けが行われることになつておりますが、この程度では引揚け完了までにはなお今後十五ヶ月を必要とするという事實、あるいは滿州に殘留する者の帰還の見直しはな／＼につきがたい等のことを聞き

ます留守家族の心算はいかばかりでありますし、またつた／＼と涙なくしては推察し得ないといふのが留守家族の心情であります。これはまた國民一般の眞情でもあるのであります。政府としてこの際國民に對し、殊に留守家族に對し引揚けの將來について確言することの必要があると申すゆゑは、ここに

あるのであります。すなわち政府

は、在外残留者の引揚げについては、いかなる見通しをもつておられるか、関係國、殊に多数同胞を残留せしめておられる方面は、わが全國民をあげての熱願をいかに取り扱われるようになるのであろうか、この点政府としてはいかに努力をなされるおつもりか、これに關し明確なる御答を要望いたしますのであります。

申すまでもなく、占領下にある今日といつたしましては、引揚げ實施の實に當られつゝある關係筋の全力を盡しての御努力にはたゞ／＼頭が下るのみでありまゝ、さきにも申し上げましたがごとく、在外残留者をこの上とも速やかに引揚げさせようという熱願は、ひとりその留守家族のみに止まらず、全國民の世論として考えなければならぬ。また全國民をあげての、かつその心の奥底より出ずる正当なる熱望でありまゝ、必ずや關係各國を動かすに至りますことは、私の信じて疑わぬところでありまゝ。またわが國が平和國家として堅実なる歩みを歩めんとする今日、帰還の遅延や待週の問題から、万が一にも他國に對し長く憾みを残すことがありまゝしては、世界平和の維持に害與せんとする新たなるわが國の希望を達するたためにも大なる障害となることは明らかであります。従いまして政府においては、引揚げ促進の願ひは四百萬留守家族、ひいては全國民の心からの熱望であるという実情を、殊に日本が平和國家として完結するためには、引揚げ復員者の完了ということがまず必要であるゆえんを、誠意をもつて連合

國、殊に殘留者の多い方面に十分に理解を進められたならば、今後といえども關係各國が殘留邦人の早急引揚げにさらに一層の努力をせらるるであらうことを強く期待いたしますのであります。ゆえに私は、この際政府におかれども、引揚げ問題の將來に關し明確に所信を述べられ、本議場を通じて國民の前に委細を明らかにせられんことを希望いたしますのであります。

次にもう一点、それは私も信じておりますがごとく、關係國において私どもの願ひが正當に容れられ、引揚げがさらに促進せられ、相当多数の歸還者が急に帰つてくるように相なつても、これを受入るに足るだけの國內準備は十分であるかどうか、この問題であります。この問題について、對日理事會においていろいろと議論があつたと聞いておりますが、かようなことまでも周到に配慮せられておらるる對日理事會に對して、敬意を表せざるを得ない次第であります。

私もが見ます引揚げ應援の實情は、地方諸機關の努力、現地在住者の協力によつて、大体において順調に實施せられつつある状態でありまゝす。しかし、私どもの希望するごとく引揚げが促進せられ、一時に多数の引揚げ者が帰つてまいるような事態と相なつても、その準備は十分でありまゝしうか。もちろん、当局としても準備があることは思ひの通りであります。その計画を細部にわたり明らかにせられんことを希望いたしますのであります。さらにまた一つの重要問題は、引揚げ者を國內に定着安住せしめるための対策であります。對日理事會で問題と相

なつたのも主としてこの点にあるうかと存するのであります。私が特に配慮をいたさなければならぬと考えますのは、引揚げてきても頼るべきところもない無縁故者の身の上であります。政府としても、あるいは生業の問題に、あるいは衣食住等生活の問題に、それ／＼対策はあらうと思ふのであります。今日においても必ずしも全部を満足せしめるまでには至らぬものの施策が、殊に一時に相当数の人たちが内地に帰つてくるという状態にはたして対応できるかどうか、國民もまた眞剣に考へておるのであります。この際、特に明白かつ詳細にお示しを願ひたい。

今日は、在外者引揚げの促進に、また引揚げ後の各種の援護に、國會も政府も全國民も眞に一体となり、國民すべてが手を相携へて平和國家建設に邁進いたすことが、引揚げ問題に關する連合諸國の好意に報いるゆえんであることを再確認いたすとともに、訴えんとし、ても訴えるところもなき殘留者の声なき声にいま一度私どもの心身を傾けるべきときと信ずるのであります。かような重大なる意義を有する本問題について、政府の明確なる御答を重ねて要望いたします次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 小澤佐重喜君、發言者を指名願ひます。

○小澤佐重喜君 日本自由党は、在外同胞引揚げその他に關しまして、まず菊池義郎君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 菊池義郎君、發言を許します。

〔菊池義郎君登壇〕

○菊池義郎君 在外事項二、三の問題について簡単に御批判を仰ぎ、關係各大臣の御答を願ひたいと存じます。ソ連よりの同胞引揚げに關する問題でございまして、十月二十九日の對日理事會におきまして、シーボルド議長はこゝろを言つておる。もしソ連當局の用意があるならば、司令部は現在ソ連支配地区にあるところのすべての日本人を五箇月以内に日本に帰すことができる。そういう用意があるということを言明せられまして、第一、通知後四十八時間以内に最初の一箇月間に十三萬人の引揚げを保障する船の用意ができる。第二には、毎月十六萬人ずつ引揚げるために三十日の間に十分の船舶を追加提供できる、かように申しておるのであります。ところでソ連の方では、引揚げが鈍るのは日本の引揚げ態勢が十分でないというところを機關紙を通じてちよい／＼発表しておられますが、八日の衆議院における一松厚相の言明によりまゝと、もし一箇月に十六萬人ずつ引揚げるとしても、日本の受け入れる態勢には何らの支障がないといふこととあります。引取態勢において支障なし、また受入態勢において完備しておる。残るところはソ連の理解のみであります。この理解を得るために、政府はいかなる方法をとられつつあるのか、御説明を願ひたい。

なほ一点伺ひたいのは、この理解を求むるのに最も適當の立場にあるところの共產黨の諸君と緊密に連繫をとる、そしてこの諸君を百パーセントに利用するといふことを考へられておるか。これをお伺ひたいと存する次第であります。

次は、さかさまの問題であります。戦争中に小笠原から内地に引揚げて苦しんでおられますところの同胞が、一万四、五千ございまして、これを帰すために、過般外務委員會にかけまして小委員會に移しましたが、その報告に曰く、今までの三回偵察しておるのだから、これ以上問題にする必要はなからうといふことであります。私はやはり眞に重大であると考えますので、ここに持ち出したのでございまして、吉田内閣の時代においては、三回はかり偵察したはずであります。が、現内閣に至つて未だ一度も偵察した形跡が見られないのであります。すでに沖繩島には引揚げておる。奄美大島にも引揚げておる。同じく米國の占領地域であります小笠原島には、どうして帰すことができないのか、われわれにはわからないのであります。が、何とぞ當局に十分なるお答を願ひたいと思ふのであります。根強く陳情を續けていたしたいと思います。

小笠原の現地におりますアメリカの駐屯軍の希望をいたしましては、これは傳へられておるところであります。からして、ほんとうかうそかわりませんが、向うに工事を営むために、どうしても手が要る、労働力が必要である、それからバナナ、パイナップル、その他の果実類、農産物を提供して、もうために百姓が要る、もうひとつは、魚を提供してもらふために漁師が要る、そういうわけでもつて、小笠原の引揚げ人が帰つてくることを現地の占領軍が望んでおるといふことを、われわれ耳にしておるのであります。このことが、はたしてこちらにおられますところの最高司令部に通じておるのかど

うかわからぬのでありますが、そう
いふ点もお含み願ひまして、十二
分にお骨折願ひたいと思ふ次第であ
りますが、外務大臣の御答弁を願ひた
い。

それから次は、日本の陸軍の処分に
関しましての陳情願ひに関する問題。
元の日本の軍艦で現在連合國の管理下
にあるものは、特別保管艦が海防艦、驅
逐艦その他を合せて百三十六隻、
十二万トンばかりでございます。これ
は使える軍艦でありまして、もちろん
連合國がお使いになる。それからもう
一つは行動不能の廢艦であります。巡
洋艦、特務艦、海防艦、驅逐艦、掃海
艇その他合せて百五十七隻、十
三万トン近くあるのであります。われ
われが申しますのは、行動不能の廢艦
であります。連合國が使わない廢艦
これを陳情願ひたしまして、有効適
切に使用することが必要であらうと思
ふのであります。これを沈めて防波
堤をつくるならば、立派な漁港が立ち
どころにできるものであります。それ
はわれわれが八丈島において計画いた
しまして、軍艦三隻をもらひ受けるこ
とになつて、その工事が進められてお
るのであります。それから内部を改造
いたしますと海防艦に使用することがで
きる。また輸船にも使用することができ
るのであります。

ところが、過般ニュース映画を見ま
すと、この日本の廢艦を沖の方へひつ
ぱつていつて撃沈しておる光景が見ら
れる。これを見まして、私は他に利用
方法がないものかと思ひました。もち
ろん沈めると沈めないとは連合國の自
由であつて、われわれはこれに對して
何も言ふことはできない立場にあるの
であります。

であります。これを有効に使用した
らう、どうしても日本の方で外交的に政
治力を發揮して、これをもらい受け
て、日本の各漁業地帯の沿岸に沈めま
して、手取り早く港をつくり、水産の
振興に資することが必要だろつと思
ふのであります。このことをお氣ずきに
なつておるかどうか。お氣ずきでなけ
れば、私の入れ知恵を借りますして、ど
うかひつと十二分に活躍をしていただ
きたいと思ふのであります。

以上三つの問題につきまして、關係
各大臣の御答弁を願ひたいと存じま
す。(拍手)

○議長(松岡剛吉君) この際、政府の
答弁を願ひます。外務大臣芦田均君。
(國務大臣芦田均君登壇)

○國務大臣(芦田均君) 在外同胞引揚
問題に關しての天野君及び菊池君の御
發言は、現在海外に抑留せられており
ます未帰還同胞に對する國民的感情の
發露でありまして、私も多大の感
激をもつて傾聴をいたしました。御承
知の通り、終戦當時に海外にあつた同
胞の数は約七百万人と推算されておつ
たのであります。現在その大部分は
本國に引揚げてまいりまして、今なお
八十万に近い同胞が依然海外に残つて
おるのであります。この点は、われわれ
國民の常に多大の關心をもつておる点
であります。

同胞引揚問題につきましては、終戦
以來歴代の内閣が多大の努力を重ねて
きた問題でありまして、現内閣といた
しまして、今日まで八方苦心をいた
したのであります。その問題の困難
がどこにあるかというところは、御両君
もよく御承知の点であります。この
難關を打破するには、もつぱら連合國
の好意と努力にまつことが最も適當で
あると考へられておるのであります。ま
して、政府といたしまして、この点に
ついては十全の努力をいたしてござい
ます。ただ諸般の關係上、その手続の詳
細をここに申し述べることができない
ことは、まことに遺憾に存するところ
であります。さいわいに連合國にお
きまして、人道の見地より海外同胞
引揚の促進について多大の努力をせら
れておるといふことは、今やわが國民
周知の事実であります。われわれは、
その熱意と努力に對して満腔の謝意を
表する次第であります。われわれは日
本國民が平和的、文化的の民族として再
生せんとする努力が現実に世界の眼前
に展開せられる以上、やがて世界の同
胞の眼がわれわれの上に注がれること
は、斷じて疑いを容れないと信じてお
ります。政府といたしまして、その
方針のもとに、すでに過去において努
力を続けたごとく、將來において一層
この点にわれわれの努力を傾注いたし
たいと考へております。これらの海
外同胞が本國に引揚げてまいつた際
においては、われわれ同胞としての眞心
をもつてこれを受入れる、そして、
これらの不幸なる人々がその衣食住に
窮することのないように、万全の措置
をとらんとする念願であります。

なお、ただいまの御發言中他の關係
の所管事項については、それら御答
弁のあることと期待しております。(拍
手)

○國務大臣(一松定吉君登壇)
○國務大臣(一松定吉君) 天野議員の
御質問に關しまして、私の責任の点に
關して御答弁をいたしますと同時に、
そのお答えがやがて菊池議員のお答え
にもなると思ひますから、さよう御
了承を賜りたいのであります。

現在北方地域に對しまして在留邦人
の受入態勢というところ、またわが國に
帰還した後に於けるこれらの諸君
が十分に安んじて定着することができ
るかどうかという点に對しましての施
設、これらのことは、まず食糧問題、被
服問題、輸送問題、住宅問題、それか
ら夜具等の問題、そのほか生業資金の
問題、こういったような点がまず考へら
れ、それが最も必要施設でなければ
なりません。ゆゑに、これらの点に關
しまして、私の所管の事務の中で皆繰
りに申上げることのできるものを詳
細に御報告いたしておきたいのでござ
います。

まず第一に、受入港といたしまして
は、御承知のごとく函館、舞鶴、佐世
保の三港で受入れることになつてお
るのであります。これらの場所にはそ
れぞれ引揚事務所が設けられておりま
して引揚事務の順次援護に當つてお
るのであります。これらの受入能力
は、現状のままで何らの増強を加えま
せずとも函館が毎日約六千三百名、舞
鶴が一万一千名、佐世保が約二千名を
收容するところの陸上施設をもつてお
りまして、食糧、被服等の備蓄を當座の
引当てとして、どの局でも少くとも十
万名程度以上のものをもちておるので
ございます。これが現在の状況でござ
います。特に被服につきましては、急
速に調製することの困難な現状におき
まして引揚者が急速に増加した場合に
は、その援護に事欠くようなことがあ
つてはならないとする配慮から、現
在海外に在留しておる人々が一時に引
揚げられてもその支給に事欠かぬ程度
の十分の敷置と現物をもちて備蓄いた
しておるのでございます。

受入港より定着地への輸送問題で
ございますが、舞鶴、佐世保とも毎日臨
時列車二本を運行することが可能であ
ります。現にそれらの港の引揚の最
も盛んな時期におきましてこの列車二
本の運行をいたしておつたのは、皆繰
御承知の通りであります。函館とも、
毎日三千名程度の計画輸送は現状のま
まで可能でございます。函館につきま
しては、青森、函館間の輸送に多少弱
点がございます。ただいまの有様では、
毎日一千名程度の輸送が制限でありま
す。この場合でも、青森、函館間の就
航船を一艘増設いたしますならば、輸
送能力を五千名程度に引上げることが
できるものでございます。この点につ
きましては、すでに厚生省と運輸省の事
務當局の間におきまして、函館の引揚
者が現状の状況で賄ひ得ない程度に増
加したした場合でも、ただちに今申し
上げました、すなわち一艘の増設とい
う措置をとることにつきまして、研究
協議が調つております。すでにその
筋の了解を得ております。従いまし
て、過般對日理事會において示されま
したように、毎月十三万五千名ないし十六万
名の引揚がさいわいにして米ソ兩國の
御好意によつて行われる運びになつた
といたしましたときに、特別の措置を
講じなくても、ほとんど現状のままで
受入が可能であります。

なお、今後引揚げてくる一般引揚者
中、その大部分を占めております樺太
よりの引揚者約二十万名のうち、行先
きのないいわゆる無縁故者が三万名を

予定せられておるのでございますが、これらの人々を收容する住宅問題であります。この應急措置として、北海道、東北六縣におきまして約一億円の予算をもつて住宅の建設に着手いたしております。目下着々整備中でありまして、登封等もすでに配給済みであります。三百箇所住宅を建設することが今月一杯に完成する予定でございます。

被服その他の衣料品の配給につきましては、本年八月以降、上陸地においてその支給量も増加いたして実施しております。さらに毛布につきましては、最近相當量の新規の買入れをいたしましたので、今後は一人一枚の支給を実施する予定でございます。定着地におきましても、本年四月以降明年三月までの引揚者を対象といたしまして、毛布その他一般被服を配給するように、ただいま計画を進めております。なお、さきに申し述べました北海道、東北六縣に定着すべき樺太引揚の無縁故者の收容施設に對しましては、すでにふとん約一万枚、わらぶとん、枕等をそれぞれ放出実施いたしております。

また引揚に必要であります厚生援護の施策の中で、厚生資金の点について少しく御報告いたしておきます。この厚生資金は、目標額といたしまして、第一次計画が十億円、第二次計画が六億六千六百萬円でありまして、すなわち、第一次、第二次を合計いたしました十六億六千六百萬円でございます。これらの貸付目標の金はいかように支出しているかというこの状況を御報告申し上げますならば、まず政

府資金といたしまして、第一回、昨年の九月二日に一億円を放出いたしました。本年の一月十日に二回分として二億円、本年の三月二十七日に三回分として一億九千九百萬円を放出いたしましたのであります。これが政府資金であります。政府から依頼いたしまして庶民金庫をして支出せしめする金が五億九百九百萬円でございます。これら合計第一次計画すなわち十億円は、すでに放出済みでございます。第二次資金の放出額といたしましては、第一回が本年五月二十七日でありまして、これが一億五千萬円、第二次が本年九月三十日でありまして、二億四千万円はすでに放出済みでございます。先刻申しました第二次計画の六億六千六百萬円のうちで、これだけの三億五千萬円はすでに放出済みでありまして、残りの三億一千万円が庶民金庫より放出することになつております。このうち一億五千万円はすでに今月中に放出をしてしまひます。残りの一億六千六百萬円も十二月中にこれを放出しなければ、ずいぶんこれらの諸君が御迷惑になつておられることをよく上申せられるのでありますから、これらの点に對しまして、関係方面とも十分協力の上、この残りの一億六千六百萬円の放出を十二月中に完了する予定であります。

それだけの金の放出でまだ不十分であることは申すまでもございません。しからば、どういふように申込があり、どういふように貸付ができておるかというところを、本年の七月末について御報告いたしますと、七月末における申込の金額が十九億九千七百九百萬円でございます。

でございます。それと對しまして、七月末までに貸付けた金額は十億七千九百萬円でございます。まだ九億二千九百萬円の金が申込額に達してありません。貸付けた人々の数は二十四万八千二百二十七人でございます。でありますから、この九億二千九百萬円に對しまして、今報告いたしました第二回分の十二月及び今後放出いたします合計三億一千九百萬円を貸出しても、まだあとに六億何千万円というものが不足でございます。それらの点に關しまして、第三次計画を立てて、ただいま関係方面と頻りに折衝いたしております。この金額はいましばらく発表を續予さしていただきますが、何分生業資金一人に對して五千円では、物價高の今日とても生活の維持ができません。ゆえに、私はできません。これをもう少し引上げたいと考えておりますが、わが國の財政の現状に鑑みまして、それもまいりませんので、少くとも一人に對して七千円くらいは貸出しをいたしたい、かような計画を立てて、今申し上げましたように関係方面と折衝中でありまして、これが目的を完成して、これらの人々の生活資金を、不十分ながらこれで賄つていきたと考へておる次第でございます。

これを要します。米、米、米の好意をもちまして、十三万もしくは十六万の送還をいたして下さるといたしまして、わが國の現状において受入熊勢には欠くところないと考えておりますから、これを御報告申し上げます。〔御答弁にかへます。拍手〕

〔國務大臣(吉米地義三君) 大だいいます。それに對しまして、七月末までに貸付けた金額は十億七千九百萬円でございます。まだ九億二千九百萬円の金が申込額に達してありません。貸付けた人々の数は二十四万八千二百二十七人でございます。でありますから、この九億二千九百萬円に對しまして、今報告いたしました第二回分の十二月及び今後放出いたします合計三億一千九百萬円を貸出しても、まだあとに六億何千万円というものが不足でございます。それらの点に關しまして、第三次計画を立てて、ただいま関係方面と頻りに折衝いたしております。この金額はいましばらく発表を續予さしていただきますが、何分生業資金一人に對して五千円では、物價高の今日とても生活の維持ができません。ゆえに、私はできません。これをもう少し引上げたいと考えておりますが、わが國の財政の現状に鑑みまして、それもまいりませんので、少くとも一人に對して七千円くらいは貸出しをいたしたい、かような計画を立てて、今申し上げましたように関係方面と折衝中でありまして、これが目的を完成して、これらの人々の生活資金を、不十分ながらこれで賄つていきたと考へておる次第でございます。

菊池議員の御質問のうち、連合軍の接収いたしました艦船を國家のために利用してはどうかというお話でありました。そのことにつきましては、すでに連合軍の好意あるお取計らいによりまして、無償譲渡を受けておる数も相當でございます。その一つは、海洋氣象調査のために四隻の海防艦の無償譲渡を受け、すでにそのうち二隻は使用いたしております。それから海上保安のために駆潜艇三十八隻を無償譲渡を受けることに相なつておりまして、そのうちの二十八隻はすでに引渡しを受けて使用いたしております。また八戸の港をつくりましたために、約一万吨級の輸送船三隻をもつていきまして、防波堤に沈没して使用することにもなつております。かようないろいろな点におきまして、連合軍の好意ある取計らいを受けております。今後とも、かようなことに對しましては、いろいろ折衝いたしまして、好意ある取計らいを受けたいと存じておる次第でございます。

〔拍手〕

○議長(松岡勲吉君) 安平鹿一君、発言者を指名願います。

○安平鹿一君 日本社会党といたしましては、燃料対策を議題といたしました。永井勝次郎君を指名いたします。

○議長(松岡勲吉君) 永井勝次郎君、発言を許します。

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 私は、家庭燃料問題に關して、政府の所信を承りたいと存じます。

第一は、ことしの冬の家庭燃料は確實にどのくらい配給されるのであるか、そのために政府はどのような努力

をしておるか、具体的に承りたいのであります。政府の本年度下半期家庭燃料需給計画によりまして、全國を數地区にわけまして、氣候條件によつて差等をつけ、電熱、ガス、煉炭、薪炭等を総合的に調整しておるのであります。配給量は食糧用の最低を見積つておりまして、暖房用は全然考慮しておりません。また燃料の内訳を六六主要都市の分についてみますと、電熱、煉炭、薪炭に重点を置いておりまして、薪炭は少々を見積つておるにすぎません。現在の電力事情から見ても、総額七億キロワット時を確保することは困難であります。煉炭と原料は山口縣の無煙炭に求めておるのでありますから、手放しの樂觀は許されません。結局薪炭に依存する以外に危機の打開はないのであります。さういふに、薪炭は現在現物があるのであります。木炭は十四万五千トン、九百六十万俵、薪は二千四百三十万束、これが全國の生産地に滞貨となつておるのであります。

問題は輸送であります。

政府は本月にはいつて、東北地方から薪炭列車を運轉したり、機帆船を手配したり、あるいは北海道から船舶を計画しておるようでありまして、この程度の計画では滞貨を一掃するわけにはまいらないのであります。このままならば、京濱あるいは埼玉地区においては、年内木炭半俵の配給をすることが至難であらうと考えられます。食糧輸送と競合する時期ではあります。この問題を解決しないで、政府は燃料問題に努力しておるとは言えないはずであります。なお滞貨の半分は山元にあるので、この分については小出し運

殺補助金を支出する必要があると思
います。

次は、北海道の暖房用石炭の問題で
ありますが、零下三十何度という酷寒
を控えながら、まだ平均一トンの石炭
が行き渡っていない現状であります。
今後の見通しも皆目見当がつかないの
でありますから、不安と困窮は深刻を
極めておるのであります。北海道は半
歳は雪に埋もれ、寒さをしのがねばな
らないのであります。燃料問題は食
糧問題と匹敵する生命線でありま
す。もし現状を打開することができなけれ
ば、もちろん凍死者もできましようし、
学校、官公廳、病院等一切の機能が停
止せざるを得ない。陰惨なる事態とな
り、治安の維持も困難に陥るであらう
と予想されるのであります。北海道所
在の炭鉱の増産については、今や道民
の輿論が高まりつつある場合でもあり
ますので、政府の責任において現在ど
う当つておられるの壁を打開せられ、急遽
に善処するお考えはないか、どうか。また
道民の負担となる冬季燃料費は、一戸
平均五千元以上になりますので、と
うてい普通の家庭では賄い切れない実
情でありますから、石炭については一
トン六百円程度の特別価格を御考慮さ
れる余地はないかどうか。この二つの
点を承りたいと存じます。

第二は、薪炭の増産施策についての
お尋ねであります。生産増強の基礎的
条件は、生産者が喜んで働けるように
機構や運営を民主化し、生産面、流通
面の合理化の促進をはかることが必要
であります。原木については、生産計
画を割当てながら原木を放任している
のでありますから、民有林、國有林を
通じ原木の割当制を確立する。原木價
格は薪炭生産者價格に準じて公定す
る。原木資金は薪炭買上代金一部前渡
しの方途により即時融資の措置を講ず
る。薪炭の價格については、全國一本
のブル計算制を改訂し、縣内消費
價格と縣外移出價格の二本建に改め
る。正味建として包装荷造費は別途
に公定する。供出數量に應じて累
進的報償金制度を設ける。検査制度
を改善徹底し、規格と價格の適正を
期する。勞務加配については速やか
に本年六月以前の狀態に復活し、交
通不便の地帯には一定期間の一括配
給を行い、築港作業には特別加配を
考慮する。輸送の問題は、恒常的滞貨
の根絶を目標に海陸総合の計画を立て
て、省宮トラック、農林省用トラック
の増強をはかり、木炭倉庫、簡易置場
等の増設をはかる。金融上の措置とし
て、集貨機關を通じて生産資金の融
通を行い、生産品は即時買入れ、生産
者の手持において滞貨となるようなこ
とのないようにする。要するに業界を
民主化し、原木、價格統制、輸送、金
融、食糧、資材等に対する重点的な措
置が必要であらうと考えるのでありま
す。

第三は、家庭燃料に対する根本方針
の確立についてであります。わが國
は敗戦の結果國土は半分になり、森林
面積においては四千五百万町歩から二
千五百万町歩に減り、森林蓄積に
ては百億石から六十億石に減つたので
あります。この六十億石におきまして
も、約二十億石は深山幽谷にあること
の封鎖資源でありまして、利用可能
の蓄積はわずかに四十億石にすぎない
のであります。樹木の成長率を四割と
計算して、一年の適正な伐採量は一億
六千万石にすぎないのであります。し
かるに、現在実には二億五、六千万石を
伐つておられるのであります。一億石以
上の過伐になつておるのであります。
この二億五、六千万石のうち約一億
石は木材でありまして、一億五、六千万
石というものは、燃料として煙にして
しまつておるのであります。このまま
の状況でいきますならば、ここ二、三
十年の間に、日本の山は全部坊主にな
つてしまふ計算になるのであります。か
ら、この燃料の問題は根本的また革命
的な改革をいたさなければならぬと考
えるのであります。

私はわが國の置かれておられる可能なる
條件に立つて考えまして、水力発電の
開発以外にこれを打開する途はないと
確信するのであります。このことは、
一面動力・電熱を解決し、一面治山治
水の対策となるのであります。もちろ
ん、困難なる事情にあることを考えな
いわけではありませんが、わが國が將
來獨立國家として、平和を愛好する民
族として、健康にして文化的な生活を
保障されておられる國民として自活し得る
最低にして唯一の活路であります。こ
れら万難を排して實現に努力せられ
たいのであります。政府当局のこれに
對する所信を承りたい次第でありま
す。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 坪川信三君、発
言者を指名願ひます。

○坪川信三君 民主党といたしまして
は、ただいまの議題に關しまして、そ
の發言者を小平久雄君に指名いたしま
す。

○議長(松岡駒吉君) 小平久雄君、発
言を許します。

○小平久雄君(登壇) 私は、今や眼前に迫り
つつあります冬季渇水期の電力危機
に關しまして、特に重要と考えられる
数点につき關係大臣の所見を承りたい
と思ふのであります。

すなわち、まず第一にお伺いたし
たい点は、今冬季における電力危機が
産業界、特に中小工業並びに一般國民
生活に及ぼす影響に對しまして、政府
はいかなる見通しを有せらるるやとい
う点であります。思ふに、現在わが
國におきまして、國民生活を脅かして
おりますものは多々あるのでありま
すが、特に日常生活において最もこれ
がはなはだしきものは、食糧の問題と
電氣の問題であると思ふのでありま
す。特に冬季を控えて國民はひとしく
電力飢饉の不安におののいておるの
現状であります。これらの現状に鑑み、
本院においてもさきに電力危機突破に
關する決議案を採択し、政府を鞭撻す
るところがあつたのであります。そ
の後の政府の施策におきましては特に
見るべきものがなく、加ふるに、各地
を襲ひました水害のため発電所の故障

等も続出したしまして、ますます暗い
影を投じておりますことは、はなはだ
遺憾に堪えないところであります。
御承知のごとく、現在すでに休停電
に次ぐ休停電のため、生産工場にあつ
ては著しくその生産を阻害せられ、農
村にありましては、時あたかも脱穀調
製期に際しながら、これが作業も思う
に任せない状態でございます。さらに
各家庭における状況につきましては、
今さらここにあらためて申し上げるま
でもなく、單なる不便の域を越えまし
て幾多の悲劇をすら生みつつありま
す。しかも、皆様も御承知の通りでござ
います。しかも、恐るべき冬季渇水期は刻
一刻と迫りつつあるのであります。現
状をもつて渾然と冬を迎えますなら
ば、必ずや産業界は麻痺頓挫するのほ
かなく、一切の國民生活は文字通り暗
黒時代を出現するやもはかりがたいと
存するのであります。

昨年冬季においては、生産工場にお
ける稼働率は大体五〇%前後であつた
と推定せられるのであります。各工
場におきましては何とかこれを切り抜
けて今日に至つたのであります。しか
し、本年はさらに稼働率の減少を余儀
なくせらるるでございましょう。もし、
そのような事態が起りますならば、さ
らでだに赤字経営の中小商工業が、か
かる状態のもとに、殊に最近における
金融情勢の著しき硬塞下におきまし
て、この冬をはたして持ちこたえ得る
や否やは、はなはだ疑問と申さねばな
りません。最近における労働争議、特
に中小企業の争議においては、從來の
ごとき單なる賃上げ闘争より一轉し
て、工場閉鎖反對の闘争が漸次増加し

うつありますことは見逃し得ない傾向
であります。工場閉鎖等の事態は、
この冬季間に相当増加するのではな
いかと案ぜられるのであります。

なおまた、経済復興会議におきまして
は生産復興運動等を企図しておられ
るようであり、実問題として

生産活動がこれに伴うことができませ
んで、せつかくの産業者の意気込みも
何ら実を結び得ないのでないかと、
これまた案ぜられるのであります。産
業界が万が一かような打撃を受けますな
らば、これが國民生活全般に及ぼす影
響につきましては、まことに恐るべき
ものがあると申さねばなりません。か
かる憂えは決して私一人の憂えではな
く、全國民のひとしく憂えておるとこ
ろと仰るのであります。政府當局
ははたしていかなる見通しを有してお
らるや、この際これを明確にして、
國民の向うべきところをお示し願いた
いと思つてあります。

〔議長退席、副議長着席〕

第二に私は、電力危機突破の具体的
施策について一、二お尋ねをしたいと
思つてあります。

その一つは、発電力の増強について
であります。この点につきましては、
差当り日産所有の既設発電設備の補
修・復旧工事を早急に実施するととも
に、自家用発電設備の動員をも併せて
行ふ必要があると思つてあります。
が、これらの計画はどうなつておるの
か、具体的にお示し願いたいと思つて
あります。なおまた所要石炭につい
ては、本年下半期割当予定量は百四十
一万トンと聞いておるのであります
が、これが確保並びに適期の供給には

確信がおりになるかどうか。さらに
進んでは、これが増加割当を行ふ御意
思があるかどうか承りたいのでありま
す。特にまた炭質の問題におきまして
も、適正炭の供給に確信があるかどう
か、これも承りたいと思つてありま
す。

その二は、政府の行わんとする電力
の割当制についてであります。今回政
府が採用せられようとしております割
当制による消費規正は、従来の單なる
実績主義による消費規正に比べますな
らば、理論的には確かにより正当であ
り、この意味においては、私もまさに
一進歩であると思つてあります。し
かし實際問題といたしましては、個々
の事業の事態を正確に把握し、公平な
割当を行ふことは、しかく簡單なこ
とではございません。これが運用の如
何によりましては、きわめて不公平な
事態が起り、特に一般中小事業には苛
酷なる制限となるおそれがあるのであ
ります。また本制度の実施は、一方に
おきましては総合燃料対策の確実なる
実施と、他方におきましては配電上の
必要なる技術的処置、特にいわゆる便
乗電方及び運用電力に対する技術的対
策などが確実に行なわれることを前
提としてのみ成功の可能性があると思
つてあります。これを関東配電の関
係についてみますと、要確保の電力が
約三十二、三万キロワット、これに便
乗している電力が、ややひとしく三十
二、三万キロワットと聞いております。しか
も、これらを合わせますならば、関東
配電が使い得る電力のほとんどすべて
を使い果してしまうというふうな状態
でありまして、この一事をもつてい

しましても、便乗電力に対する処置が
まず前提であると私は思つてありま
す。これらの前提となるべき対策が不
確実ないしは未実施のうちに割当制を
実施することは、そこに非常に矛盾と
無理があると申さねばなりません。さ
らに本制度実施の時期につきまして
も、電力事情の最も逼迫します際
にかかる新しい制度を突然実
施することは、いたずらに混乱
を惹起するおそれがないとは限らな
いのであります。かように、この割当
制には幾多の弱点が存するのでありま
すが、政府當局におきましては、これ
が成功につきまして確信がおりになる
かどうか、この点をお伺いしたい
と思つてあります。

第三には、國民の協力を求めます方
途についてでございますが、私は来る
べき電力危機を乗り切るには、結局政
府の非常の努力とともに、全國民の理
解ある協力がどうしても必要であり、
その適切な方途を講ずることが絶対
に必要と思つてあります。しかし
これが方法としては、現在多くの國民
が直接不満と疑惑を投げております各
地の配電会社の経営を徹底的に公開
し、かつ民主化して、消費者をして少
くとも消費規正方法の決定並びに実施
に参加せしめる途を開き、これを法的
にも認めることがどうしても必要と思
つてございますが、政府にはそのよ
うなお考えがござるか。それと
も他に何らか適當な具体的方法をお考
えになつておられるかどうか承りたい
と思つてあります。

以上三点は、今冬の電力危機突破に
つきまして政府の所見をお尋ねいたし
たのであります。最後に一言申し添
えたいことは、緊急施策はあくまでも
緊急施策でありまして、これは恒久対
策によつて裏づけられたものでなけれ
ばならないと思つてあります。この
恒久対策を速やかに樹立し、実行に移
していただくのなかつたならば、いうと
ころの電力危機も慢性化したしまし
て、産業の復興、民生の安定はとうて
い望むべくもないと思つてあります。
特にわが國における水利事情、石
炭事情等々に鑑みまして、すでに米國
において実施されております高堰堤式
の発電所、これはわが國にも最も適す
るものであり、これによつて治水水利
の問題をも同時に解決することとな
り、また失業問題の解決等にも資する
ところが大きいと思つてあります。さ
らにはまた風力の利用、地熱の利用
等による発電等につきましても、この
際研究を進めてはどうかと思つてあり
ます。これらの恒久対策につきまし
て政府はいかなる構想をもつておらる
か、この際併せて承つておきたいと
存するのであります。以上をもちまし
て、私の質問を終ります。

○副議長(田中清逸君) 小澤佐重喜
君、発言者を指名願います。

○小澤佐重喜君 日本自由党では、電
力制限及び家庭燃料に関する問題に関
し、加藤隆太郎君を指名いたします。

○副議長(田中清逸君) 加藤隆太郎
君、発言を許します。

〔加藤隆太郎君登壇〕

○加藤隆太郎君 私は、刻下最も緊急
切実な問題、すなわち電力危機打開に
関連いたしまして、家庭燃料対策に関
する当局のお考えをあらためて承りた

いたのであります。
去る十月二日本院におきまして、電
力危機突破に関する決議案は満場一致
可決いたされたのであります。本決議
は、危機突破に關しまして迅速果敢に
政府の実行を要望したものであります
が、その後政府の対策は遅々として
はかどらず、その熱意さえ疑われ、た
だ消極的な電力制限強化によつて一時
を糊口とせんとするがごときは、はなは
だ遺憾とするところであります。最近
の狂氣じみた停電の頻発は、あたかも
戦時中における灯火管制よりもはるか
に悪質である。何たる醜態でありまし
よう。

申し上げるまでもなく昨今の電力事
情は、近づく冬季渾水期と嚴寒期の燃
料不足によつて一段と深刻の度を加
えつつあるのであります。終戦を境と
して、生産活動の全面的な停止によ
り、電力に相當の余力を生じたのであ
ります。たゞ一般家庭燃料窮乏の折か
ら、一般家庭における電熱の利用は急
速に増加し、需用は大幅に移動いたし
まして、早くも配電設備能力の不足か
ら頻々たる停電騒ぎを演じ、遂には緊
急停電を実行するのやむなきに至つた
のであります。供給秩序はここに全
く崩壊するに至つたのであります。
て、爾來電力の需用増加は停止する
ことなく、情勢はとみに悪化の一
途をたどつておるのであります。
本年のごときは、豊水期においてす
ら緊急措置の怠慢から電力制限が続け
られ、夏季渾水期にはいつてからは、
さらに緊急制限が強化されたのであり
ます。ために、多数の生産工場は作業
を中止し、産業の再開はおるか、生産

は極度に減退し、昨今のごときは、大部分の需用家はほとんど暗黒の日を送り、またには幾多の悲惨事を耳にしておるのであります。かの宮城縣下における、一患者が入院中して開腹手術中の停電のごときは、実にその一例にすぎません。あるいはまた家庭における主婦がロソク代の支出に苦痛を訴えるところの家計実相報告には、耳を傾けざるを得ないのであります。今にして強力なる緊急措置を講じない限り、停電は平常化し、実に終戦以来の混乱を来し、生産も國民生活も麻痺状態に陥ることは明らかであります。

もとより、電力問題の基本的恒久対策を樹立することは当然でありますけれども、まず現下の危機突破の緊急対策こそ最も急速に実施せねばなりません。さきに本院において可決せられたところの決議の要旨を忠実に実行するについて、政府は全責任を負うべきであります。われわれは、もとより政府に對しまして何ら不平を言うておるのではございません。また、ないそでを振れと申しておるでもありません。要は、均等の條件を求めておる次第であります。現下の危機に當面いたしまして、國民もやむを得ざるころの使用の制限はしばらくこれを忍ぶといいたしまして、現に一部には、夜も晝も特別需用の電力に便乗いたしておらず地域が多々あるのであります。これは一日も早く技術的整理によりまして制限操作を公平に行われぬ限りは、その結果社会的に及ぼす影響はけだし輕視できぬものがある。ことを考慮する次第であります。今日電力危機に突入いたしました最も緊要なことは、電力

消費の節約であります。國民に道義的な自制使用への理解と協力を求めるとともに、熱効率の向上に創意くふうを凝らし、最も合理的な改善をはかるべきであると信ずるものであります。

要するに、家庭における電熱が、かくのごとく激増いたしましたのは、燃料不足を補うところの必然の結果でありまして、ここに電熱需用を抑制することのできない困難があるものであります。かく考えるときに、電力危機の解決のかぎは燃料の確保にかかつておると言つても過言ではありません。配給以外に入手困難な都市の標準世帯では、昭和十六年度の消費実績は、木炭四貫目入に換算いたしまして四十俵となつておるのであります。當時から見ますれば、現在の國民生活の水準は相当低下しておりますが、それでも三十俵程度の燃料は絶対量であります。しかるに、本年度の家庭燃料の配給計画は、六六消費都市における標準世帯に對しまして、一箇年十六俵となつておるのであります。これには、電熱及びガスが木炭に換算して六俵も含まれておりますから、一般家庭でいかに節約、儉約しようとも、これだけでは現実には不足することは明らかであります。しかもその十六俵すら、百パーセントの供出、配給は、いろ／＼障害を口実にしまして、結果において悲觀的でありまして、これを漫然と看過することはできないのであります。すなわち電力の調節は、少くとも家庭における電熱の制限なくしては実績はあがらないのであります。電力危機の根源が家庭燃料の不足に基因しているといふことを知るのであります。この進退回

難の危局に對しまして、政府は、民生安定のためには、日常最小限度の電力を公平に供給し、産業復興のためには動力確保を重要なものに、格段の措置が強く要請されるのであります。

これを要するに、水力電気事業を重点産業といたしまして、電源の開発、補修はもちろんであります。資金、資材の優先確保、あるいは労働者の待遇改善等は申すまでもありません。しかしながら、とりあえず應急的な対策をいたしまして、電熱と薪炭の使用を季節的に調整し、乏しき資源の有効な利用をはかり、國民に消費自給を普及徹底せしめるとともに、民生に必要欠くことのできない電力はこれを確保に供給し、薪炭につきましては、陸路の打開に對し、関係官廳におきまして、より眞剣な協調連絡のもとに速やかに生産額の増進を一掃するの途を講じ、他面生産資金の融通、回轉を円滑にいたしまして、増産意欲を振起し、國民生活に動搖を來さしめざるような配給計画の万全を期することを最もわれわれは切望せざるを得ないのであります。目前に迫るところの電力最悪の危機に對処しまして、政府ははたしていかなる方寸を抱懷しておられますか。この際、責任ある御答弁を拜聴いたしたいのであります。

○副議長(田中萬壽君) 安平鹿二君、發言者を指名願います。

○安平鹿二君 日本社会党といたしましては、電力危機突破を議題といたし成瀬喜五郎君を指名いたします。

○副議長(田中萬壽君) 成瀬喜五郎君、發言を許します。

〔成瀬喜五郎君登壇〕

○成瀬喜五郎君 私には社会党の立場から申し上げます。

今日各地にわたる電力制限により、来るべき冬季の渇水期におきましては、國民は大きなところの不安にさらされるのであります。今日日本産業の復興のために、この制限が致命的な状態にまで進展しつつあることは、何と申しましても見逃すことができないのであります。同僚議員が今までに申しておりますように、本院におきまして、十月の二日、この電力危機突破のための強力な決議案を採択いたしましたのであります。私は、かかる意味におきまして、ここにこの内容が、決議いたしましてより四十日の今日、いかに進展しておるかというのを政府関係当局にお尋ね申し上げたいのであります。

まず第一におきましては、電力危機突破のための委員会を新設するというところに相なつておるのであります。が、聞くところによりますと、商工省におきましては危機突破の対策本部を設置するかのうに言われておりますけれども、その構想はどういうものであるか。電力委員会等に対しまして、何ら今まで話し合ひもありませんが、この内容のいかんによりましたならば、民間におきまして憂えておるところの官僚統制によつて臨むということがあり得るであらうというのを憂える次第であります。

昨日も銀座のオリエンタル・ホテルにおきまして、東京都及び神奈川、茨城、九州各地にいたるまでの全国代表者が一堂に会しまして、この危機突破に對するいろ／＼眞剣なる討議が交わ

されたのであります。従つて、この委員会の内容について十分伺ひたい。

また右委員会は、電力事業が経済復興のために果たす役割の重要性に鑑みて、他の産業に優先して次のような緊急対策を講ずるというふうなわけで、以下三つの項目にわたりましたの解説をいたしてあるものであります。この他の産業に優先するということは、石炭ベース、また肥料及び食糧等のこういう重要産業と同等より以上に取扱うべきところの意思表示をいたしておるものである。かように本員は考えるのであります。しかし、今もつてこの電力ベースをいたしましての重要性を認識いたしておるようにも考えておりません。従つて、この点に對しまして政府はこの國会の意思を尊重いたしまして、そしてあらゆる資材、資金等の優先的確保のために努力するところの熱意があるか否やというところを伺ひたい。過去四十日の間のこの獲得のためどれほどの努力が拂われておるかというところをお尋ね申し上げたい。

また労働の生産性の確保についてであります。これは労働者の生活の安定のために、食糧及び繊維製品、嗜好品等の獲得のために努めなくちやありませんけれども、労働者の能率を高めるためには、少くとも経済的な社会的優遇方法を労働者特に技術者に對して講じなくてはなりません。過日潮田の火力発電所を視察いたしました際におきまして、口をきわめてこの点に言及いたしておりました。政府のかかる方面に對しましての御見解を伺いたないのであります。

またその次には火力発電所の有効活用でありますが、これらは高炭價の石炭の獲得ということには言ひまでもありませんが、普通年間五百万トンないし五百万五千万トンの使用をいたしておりますこの石炭を、せめて五千万トン程度のものを四百万トン配給を受けることとなりますならば、今日即刻に電力制限は撤廃されて、危機は突破されるものである、かように関係方面からも聞き及んでおりますが、こういう方面に對する石炭の確保のためには、どれほどの熱意をもつておられるか。殊に今日火力の方面に、これらの電力の獲得のために、非常なところの脅威を與へつてありますことは、政府が予算關係の面でもありますようが、これらの発電のためにコストに對する補償が打切られておるといふようなこと、また石炭のこれらの配給がないということが、今日商工當局に對する——動力のキロワットの倍額以上三倍、四倍の発電能力をもつておるにかかわらず、それらがほんとうの力を現わしていないということが、口をきわめて關係者によつて暴露されておるのであります。この際商工當局におきましては、これらの自家発電の施設をフルに強力に発電するところの方針ありや否やという点をお尋ね申し上げたいのであります。

またその次におきましては、今日それらの結果、特に九州方面におきましては、週に二回しか配電がないということが、それらの方面の中小企業に殺人的な影響をもたらしつつある。火力は四十八万キロワットに上つておるが、その中のわずかに三分の一、十四

万八千キロワットしかの能力を発揮しておられない。最近において二十万キロワットの能力が発揮し得るようになりつつあるけれども、これをもつてしても、まだまだこれらの方面から大幅なる発電の能力があるということを申されておるわけでありますが、この際月産三千トンに上る重ソの生産が停止されておる三井化学及び三菱化成の両工場が、こういったことによつて、近くは重ソの危機を生ずるということを言われております。また肥料の製造におきましても、少からぬ悪影響を與えるものであるというようなことも、私も心配をいたしておる次第でありますが、これらに對する商工当局の今日の製造過程における見透しを御報告ありたいのであります。

また第三におきましては、電力の合理的の使用を勧奨いたしまして、そうして増用及び盗用を防止し、産業動力源としての電力を確保するための國會及び政府を中心とするところの電力使用合理化運動、すなわち國民運動を急速に展開することを決議いたしました次第であります。これらの案の内容は、当面せる電力配分に対しまして合理的になすべきことが含まれておるのであります。同僚議員から申しておりますような負荷配電、増用、盗用に對してのこれらの弊害を除去するために、どれほどの施設がなされておるかというような点をお伺いしたいのと、特に全國澎湃として民主的に組織化されつつあるところの、あの山の電力協議会におけるそれらの機能を政府ほどいうふうに考えられておるか。

東京都の方面におきまして、大石

屋の協議会、これらの地区におきましては、民主的な節電の方法が予想以上の成績を収めつつあるのであります。これらに対しましては、かえつて商工当局、安本等が何だか非民主的な、一般に悪影響、悪感情を興えておるようでありますが、いかなる指導方針でありましょうか。かような方法をもつていたしましては、國民の協力を得ることは、とうていおぼつかないのであります。かような協議会の発展に対しましては、むしろ政府が保護助成するところの方法をもつて、眞に國民の密接なる協力にまつという熱意をこの際はつきりと現わすことをわれわれは必要とするのであります。

また、それらの委員会におきましての活動が――私どもはその点におきまして、いろいろの点において言及するのであります。が、官僚統制によつてやつていくものであるか、あるいはまた民主的な方法によつてこの危機を突破するものであるかという点につきましての大きな疑問を今日投げかけておるのであります。が、少くとも全國津々浦々にわたるところのこの電力關係におきましては、末端に至るまでの國民の強力な支持がなくては、一部分的な法律、いくら多くの法律を制定いたしましても、徹底的の眞の効果をあげることはおぼつかないのであります。従つて眞の協力を得るためには、どうしてもこれらの國民的運動といたしましての協議会、これらの発展のために政府は意圖しなければならぬと考へておる次第であります。が、かような点は、言うまでもなく民主的な統制によらずんば、その効果がありません。

のであります。

またその次におきまして、総合燃料対策は同僚におきましていろいろ／＼中されておりますが、これは生産の面におけるところのいろいろの隘路を打開するために必要でありますが、この際安本当局から——これは昨日の国会におきまして、安本の計画せるものそれらの薪炭の配給の計画は何ら信用するに足りないというような不信の言を述べられておりますが、輸送関係等によつて、單なる作文的な、空文的なことに終ることになりましたならばないへんであります。ために、本國會を通じ、國民に対しまして、九俵の家庭配給の内容をさらに明らかにしたいんだきたいのであります。私どもは、かかる点と、運輸大臣を通じて、今日計畫量の倍額を滞貨せるところの薪炭輸送のために、この緊急輸送にどういふような具體的な熱意をもつて、抱負をもつてやられるものであるかということとを、さらに再び伺いたいのであります。

以上の見地からいたしましたして、ぜひこの際、私どもは國會の諸君とともに、政府及び國會が一体となりまして、この危機を突破するための大いなる熱意を高揚し、併せて國民の心からなるところの協力を得まして、そうしてこの危機を突破していきたい。さらうに私どもは、この電氣事業の民主化に對しまして、私的独占禁止法及び競争力集中排除法等々関係もあり、全國的なこれらの電氣事業に對しましては、超黨派的な立場から、眞に國家再

建のための熱心なる研究によつて國民にこたえるところがなくてはなりません。かような点等々を併せて、閣下各大臣に對しまして所見をお伺いする次第であります。以上をもちまして終ります。（拍手）

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕

○國務大臣（水谷長三郎君） 民主黨の小平君の御質問にお答えいたします。中小企業と家庭における電力制限の影響、それに対して政府はいかなる責任を負うかという意味の御質問がございましたが、これに對しましてのお答えといたしましては、冬季における電力の制限につきましては、全面的に割当制の実施をすることといたしまして、大口産業につきましては、生産計画に應じた電力の配当をなし、右以外の電力需用につきましては、業種別の標準負荷率、当該産業の重要度等を勘案いたしまして、その割当量を定めることとしておる次第でございます。また家庭に對しましては、今般新聞に發表されました通りの、世帯数を基準にした一定の割当量を定めるのでございまして、もちろん、いずれも必ずしも十分な割当量とは言い得ないのでございますが、当該生産を維持し、また家庭生活を保持する最低限度の電力の所要量をこれを確保することができると考えております。

なお、今日の電力の需給上最も難点とされておるのは、いわゆる緊急制限のために工場の操業または家庭における電燈に著しい障害を與えることであるんですが、これは今般実施される電力の割当制と時間送電制等によりまして著しく改善せられるものと考えてるので

ございます。もちろん、これらの施策が十分効果を発揮するためには、政府といたしましては、供給力の確保、総合燃料対策の推進等につきまして責任をもつて善処いたしますとともに、消費者たる国民諸君に十分これに協力してもらふことがぜひ必要でございます。政府といたしまして、国民の協力が得られるよう、できるだけの措置を講じたいと考えておる次第でございます。

さらにまた、電力割当制を実施するというのが、これが確実実行の自信があるかどうかという御趣旨の御質問がございましたが、割当制の実施につきましては、政府は万難を排しましてその確実な実施を期するつもりでございます。たださきに申し上げましたように、この成否は同時に国民の協力いかににかつておるのでございますから、国民各位の絶大なる理解と協力をお願いする次第でございます。これがために必要な周知宣傳等については、一段と努力するつもりでございます。

また、現在九州におきましては炭鉱その他の自家用火発電所の動員を実施中でございますが、さらにこの点は中国地方にも及ぼし、一層の協力を得たいと考えております。また発電用炭につきましては、必要量を確保するとともに、品位の向上に一層努力したいと思っております。下期百四十一万トンの石炭は何とかして確保したい、このように考えております。

さらに、加藤氏の御質問にお答えしたいと思います。加藤氏の御質問は、衆議院でさきに電力危機突破に對する決議案を採択し、政府にその実現を要望したが、政府のその後における措置はどうかという御質問であつたと拝聴いたしました。御案内の通り、衆議院で決議されました電力危機突破に關する決議につきましては、政府といたしまして、まことに同感でありまして、御趣旨に副うて善処いたす旨その席でお答え申し上げたのでございますが、その趣旨によりまして電力に關する問題をこの際特に重点的に取上げまして急速に措置いたすための根本方針につきまして、目下政府内部において協議中でございます。これは近くその内容を御報告できると思ふのでございます。

現有電力設備の能力を極力活用いたしますためには、すでに実施中である水力並びに火力発電施設の補修・復旧を、この冬の最も満期を目標といたしまして強力に推進いたしますとともに、中國、九州等の地域におきましては、自家用の火力発電設備をもさらに間隙間に動員いたしまして供給力の充実につとめ、また発電用炭につきましても、良質の石炭を所定の計画通り入炭できるように万全を期したいと存じております。

電力供給の確保のために、相並行して総合燃料対策の樹立並びにその強力な遂行がぜひ必要でございます。これにつきましては、経済安定本部が中心となつて、その実施につきまして関係各廳を十分奮勵して、その実効を期するよう手配中でございます。

なお、電力危機突破のための国民運動等につきましては、現在各地に行われております自衛隊等の協力を求める

とともに、政府におきましても、その協力が完全に得られるようにするための方法について、いろいろ考究中でございます。また、國會の御支援も得て、可及的速やかにその有効な結果をあげたいと考えておる次第でございます。

さらに、電力の逼迫は本年は昨年以上に深刻であると考え、電力制限は現在の不公平を改め、その公正を期さなければならぬが、これが見通しはどうか、対策いかんという御質問でございますが、御案内の通り本年の電力事情は、工場が漸次復興してまいりまして、需用が増えつつあることのほか、家庭の需用も漸次増えつつあるに、戦争中の一番高い需用にも匹敵する程度の需用増加を示し、一面供給力は、八月中旬以降全国的にはけいしん、洪水状況を呈しましたために、先般來かなりきびしい電力の緊急制限を実施せざるを得なくなつた次第でございます。政府といたしましては、この冬の電力の最大危機に對処いたしまして、廣く電力の消費につきまして割当制度をとることにいたしました。十二月より実施するよう準備中でございますが、これによりまして電力の供給に秩序をつけ、家庭等におきましても、使用することのできる電氣の量の点からする公平は期せられるのであります。

その配当量は、現在の電力事情からい

たしまして、必ずしも十分とはいへないのでございますが、乏しきをわかつという見地から、公平な配分ができることと考えております。

なお電力の需用の低減が十分行われ

ませずにサイクルの低下を生じました

際、やむを得ず電力の緊急遮断の措置を現在行つておるのでございます。配電線の事情からいまして、その取扱いが区々にわたつて不公平であるといふ点につきましては、私どもいたしましても遺憾に存じている次第でございます。かかる場合の措置をば極力公平にいたしますためには、相当大がかりに配電線の整備がえをする必要がございまして、その所要資材も莫大に上り、徹底的にこれを急速に実施することとは困難でございますが、この冬までにできるだけの措置を講ずることいたしまして、先般第三・四半期の資材配当から、この配電切換のための銅線を持配いたしまして、關東、中國、關西等の諸配電会社地域を中心としたしまして、いわゆる便乗負荷の三分の一の切換えを行う手配を進めております。これによりまして、緊急制限の際の取扱いは相当公平を期せられることになると考えております。しかしながら、電力制限の実施につきましては、なるべく緊急制限はこれを避けるのが理想でございます。工場生産の確保をばかり、民主の安定をはかるためにも、電力の供給並びに使用に秩序を與えることが必要でございます。速やかに前に申し述べました電力の割当制の勵行によりまして、この間の調整を確實に実施いたしたいと考えております。

なお、割当制実施に至ります経過的措置といたしまして、電力使用の時間制、すなわち工場は日間、家庭は夜間に電力を消費するという時間制限を実施することといたしまして、今般關係告示を出すこととなりましたので、この点も併せて御報告申し上げたいと思

思ふ次第でございます。

さらにまた成瀬君の御質問でございますが、そのうち委員会の点があつたのでございますが、政府といたしましては、天降的な委員会というよりなものを避けまして、前に申し上げましたように、健全なる民主的協議会の協力をば期待し、また希冀するような次第でございます。

さらにまた自家用火力の動員に關しましては、前に述べた通りでございます。また日本発送電の火力は、二月までに最大二十五万キロワット回復することになつておる次第でございます。その他資金・資材等の確保につきましては、これは實質的には優先的に取扱われておるのでございまして、形式の上におきましては石炭と同様といふことは言つておりませんが、實質的には石炭に準じて優先的に資金・資材等は確保しておるのでございます。

さらにまた労働の生産性向上につきましても、その労働加配米等につきましては、これまで九州、山口の火力発電に關しましては特別の措置を講じたのでございますが、今後におきましても、その労働の重要性に鑑みまして、関係各省と密接な協力を遂げまして、労働の生産性向上につきまして格段の努力をしたい、このように考えておる次第でございます。

（國務大臣吉米地義三君登壇）
○國務大臣（吉米地義三君） 永井、成瀬兩君の御質問中、新炭の輸送はどうなつておるかという点でございます。例年の慣行からいましてなれば、新炭の輸送は大体八月、九月に十分な輸送をいたすということになつておるので

でございますが、本年は御承知のように八月にも九月にも相次いで水害がございましたために、輸送系統が乱れまして、この書入れ時の八月、九月には十分な輸送が得られなかつたことは、まことに遺憾至極に存じます。爾來、奥地に滞貨になつております薪炭の輸送につきましては、特段の苦心をいたしまして、列車を特に仕立てまして、薪炭列車二本を現在運行いたしております。そして、その貨車は七十貨車くらい毎日消費地へ運んでおる次第でございますが、このみではとうてい足りないといふことで、東北、北海道方面から機帆船及び汽船を配置いたしまして、極力輸送に努めておる次第でございます。

しかし、ここで心配されますのは、冬季におきまして石炭の供給がはたして予定通りまいるかどうかといふことでございます。昨年の経過から申しますれば、冬季になりますと石炭がよけい要りますのに、かえつて配炭は減少したといふような実例もございまして、貨車の不足に加えて石炭がもしも供給が減少するやうなことになりますれば、ひとり薪炭のみならず、食糧、石炭その他についても非常な困難な場面に到達するのじやないかといふことを心配いたしておるのでございまして、先刻來申し上げましたように、冬季の都会の狀態に鑑みまして、極力輸送に万全の努力を拂つておる次第でございますから、御了承をお願いしたいと思ひます。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 私に關係します御質問に對してお答えいたします。

第一点は、北海道の暖房用炭であります。暖房用炭は年間百六十万トン要るわけでございますが、冬季になりますと輸送關係が非常に困難になりますので、また末端配給の点で非常な困難を感じますので、どうしても暖かいうちに相當の貯炭をいたしておかなければならないのでありまして、安定本部といたしまして、月別の計画を組みまして、一般の配給計画とともに關係方面へ相談をいたしまして、決定いたしておるわけでありまして、北海道の暖房用炭につきましては、結局十、十一月で、われ／＼としては少くとも二十五万トンずつを積んでおきたいと計画してまいつたのであります。

しかし、出炭の状況その他いろいろの關係で、どうしてもこの主張が通りませんでしたに、北海道の暖房用炭につきましては、十月はたしか八万五千トンという数字になつておつたわけでありまして、しかしながら、これではどうにもなりませんので、いろいろ交渉をいたしました結果、結局六十万トン以上掘れば、その掘つた以上のものは北海道の暖房用炭にまわすことができると、今いろいろの産業の配炭が非常に窮屈であるけれども、六十万トン以上掘つたそれ以上のものは、とにかくはかものより優先して北海道の暖房用炭に向けることができるというところまでござつてまいつたわけでありまして、従いまして、北海道の暖房用炭につきましては、どうしてもこれは一般の道民諸君の輿論に訴えまして、六十万トン以上を掘つていただかない限りは、今後これを解決する途はないのであります。

あります。もしも、これを計画通りやろうといたしますならば、この電力飢饉、あるいは産業用炭が必要となるときに、今運輸大臣が言われましたように、輸送の面の石炭すら切らなければならぬといふことになれば、たいへんなこととございまして、われ／＼といたしましては、どうしても北海道の生産を上げていただきまして、配炭計画に狂いが来ないように努力していただきたいと思いますし、またわれわれといたしましては、關係方面に對しましては十分な努力をいたしたいと思ふのであります。

それから電力の飢饉の問題につきましては、われ／＼といたしましては、これが對策には苦心をいたしておるわけでありまして、ただいま商工大臣のお答えになりましたように、電力緊急対策對策は近く發表できると思ふのであります。結局資材・資金の点につきましては、これは石炭に次いで優先的に取扱つていき、金融面におきましては、甲の一に取扱おうと考えておる次第であります。

また勞務の加配につきましても、商工大臣がただいま御引例になりましたように、九州、山口地帯におきましては、政府の直配によりましてこれが確保をはかつておるわけでありまして、この次の食糧年度におきましても、同様これが確保をせよはかつていきたいと思ひます。しかし一面からいいますと、供給力を増加することが必要なのでございまして、この供給力の増加のためには、どうしても災害を受けました発電所の復旧と、そして能力が低下しましたところの発電所の復

旧・補修をやりますることが第一番でございます。この計画を立てまして、今までもこれに全力を注いでおるわけでありまして、なお今後これを続けていきたいと思ひます。

それから火力発電用の石炭につきましては、去年は下期百十萬トンでありましたのが、今年はこれが下期において百四十一萬トンになりますから、年間百七十五萬トンないし二百二十萬トンという計画を立てまして、これが確保に努力いたそうと全力を注いでおるわけでありまして、しかし、今の電力對策はやはり総合的な燃料對策として考えなければならぬのでありまして、この供給面において、いろいろのネックがあるわけでありまして、たとえば、塩の自家製塩に非常に多くの薪が使われておるわけでありまして、これは塩の輸入をもしも許されますれば、その方面に向けますところの薪は節約いたすことができまして、またただいま木炭用の自動車に多くの木炭を使つておるのであります。これにもしもガソリンの輸入が許されますれば、この方面の木炭というものは完全に燃料用に向けることができるのであります。

また無煙炭の輸入を許されますれば、練炭の製造には大いに役立つのであります。従いまして國内としては、國內の施設はできるだけのことを今までのところやりますが、それと同時に、ただいま申しましたように、塩の輸入であるとか、あるいはガソリンの輸入であるとか、無煙炭の輸入であるとか、そういう点について連合軍方面に懇請をいたしまして、この方面から総合的に電力問題及び燃料の冬季における問題を解決いたしたい、かように考えておる次第であります。

それと同時に、國內の使用におきましても、いわゆる電力の増用が非常に多いのであります。これは先般連合軍の方が來ましての話ですが、統計等を示して話したところによりまして、非常に多い。たとえば公共事業であるとか病院であるとか、その他紡績織造工業といったものをひつくるめたその使用量以上に、いわゆる増用が多いのであります。これらの点につきましては、どうしても消費規正をやりまともに、積算電力計とか、あるいは変圧器、焼損防止器とか、あるいは電流制限器、こゝいつたものの増産をはかりまして、その面からいわゆる増用というものを防いでいく、そして便乗の負荷の減少をはかるということもやつていかなければならない、かように考えておる次第であります。

電源開發につきましては、もちろん政府といたしましては種々の事情はございまして、これは毎月相當の計画をたてて実行いたしていくことを御了承願ひたいのであります。〔石炭價格はどうですか〕と呼ぶ者あり

北海道の價格は、ただいまのところかえる予定はございません。ただ北海道に對する官公廳の暖房用石炭の手当につきましては、ただいま交渉中でございます。價格そのものをかえていくという考えは、ただいまのところございません。

〔政府委員井上良次君登壇〕

○政府委員(井上良次君) 永井さん、加藤さん、成瀬さんの質問に、農林當局としてお答えをいたします。

冬季の家庭燃料の、特に重大な薪炭の問題でございますが、この薪炭の当面する一番大きな問題は、冬期間の生産も大事であります、何よりも山元に滞りしておるものを一日も速やかに消費地に輸送して行くという問題であります。この問題に對しましては、安本の立てております輸送計画に基きまして、運輸当局の非常なる努力添えを得まして、今日、たとえば関東地方の状況を申し上げると、京浜地区に對しましては、岩手縣から新炭専用列車毎日四十四輛を一本、福島縣から三十三輛一本、これを新設いたしました、目下実行中でございます。なお、北海道から大炭を大量輸送する計画を立てまして、十一月に三千九百トン、十二月には四千百トンの大炭を釧路に蒐集しまして、海上輸送の計画をいたしております。そのほか、生産地につきましては省営自動車と集結し、あるいは農林省専用自動車と配置いたしました、主要食糧と並んで重要な輸送指令を受けまして、優先配給をすでに開始いたしておるような次第であります。なおまた、山元から政府買上げの場所までの小運搬の費用が相当高くつくということ、山元に滞り貨をいたしております。この山元滞り貨の一端のたに、この小運搬費をどうするかという問題が起つております。この小運搬の問題につきましては、目下大蔵省當局とその経費の支出について協議をいたしておるような次第であります。次に、原木供出割当の問題について御質問がございましたが、増産対策として原木の供出割当制をとることは、一つのいい方法であると考えております。

す。かりにこれを実施する一つの法的措置を講じようとする場合は、森林の資源の調査をいたしまして、具体的な合理的な植林採伐計画の基礎のもとにこれを行いませんと、いろいろの弊害が生じますので、政府といたしましては、目下森林資源の調査を実施中でありまして、これが完成した場合において、その事態に基いて新しい施策を検討いたしたいと存じております。そのときに、この問題も併せて検討を加えたいと存じます。次に、原木代金を前渡しにせよという御意見でございますが、これは今後法制として検討することにしたと存じます。その次に、薪炭のブール一本価格制度を廃して、生産地の価格と消費地の価格と二本建にしたかどうかという御意見でございますが、政府は目下生産地の価格制と、それから生産地から消費地に出しますところの価格制との二本建について検討を加えております。さらに薪炭の供出について、たとえば報奨物資をもつと積極的に考え、あるいはまた食糧を一括前渡しにしたかどうか、あるいはまた資金をもつと融通せよというよりないろ／＼な御意見を承りましたが、まづたく政府は同感でありまして、商工當局あるいは大蔵當局その他関係當局に御協力を願ひまして、薪炭増産に必要な裏づけとなる報奨物資等について、また資金の融通について、いろいろ検討を加え、交渉を進めております。なお、食糧の前渡しの問題につきましては、すでに積雪地方については前渡しをいたしておりますが、その他の地方に對して全部こ

れを前渡しにするということは、今日の食糧事情の上ではなか／＼簡単にまゐりませんが、しかし、薪炭の増産の必要がございますから、これらの点も十分に考慮いたしまして善処したいつもりでありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。○安平鹿一君 本日の自由討論はこの程度に止め、次会にこれを継続することとし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。○副議長(田中萬逸君) 安平君の動議に御異議ありませんか。○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。○副議長(田中萬逸君) 次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時二分散会

出席國務大臣		出席政府委員	
内閣總理大臣	片山 哲君	法制局長官	佐藤 達夫君
外務大臣	片山 均君	戰災復興院總裁	阿部美樹志君
内務大臣	木村 小左衛門君	總理廳事務官	岡田 一郎君
司法大臣	鈴木 義男君		谷口 孟君
厚生大臣	一松 定吉君		淺井 清君
商工大臣	水谷長三郎君		
運輸大臣	吉米地義三君		
國務大臣	齋藤 隆夫君		
國務大臣	和田 博雄君		

復興事務官	中山喜久松君
復興事務官	森田 俊介君
復興事務官	上月 良夫君
復興事務官	荒尾 興功君
外務事務官	法華津孝太君
外務事務官	與謝野 秀君
大藏事務官	福田 起夫君
農林事務官	井上 良次君
商工事務官	松田 太郎君
運輸事務次官	田中源三郎君
運輸事務官	加賀山之雄君

定價 一冊 一圓四十錢

行 宛

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局